

第二十二回 参議院商工委員会會議録第十四号

昭和三十年六月三日(金曜日)午後二時
二十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉野 信次君
理事 古池 信三君
高橋 衛君
山川 良一君

委員 小野 義夫君
深水 六郎君
河野 謙三君
海野 三朗君
苦米地 義三君
石川 清一君

政府委員

通商産業 島村 一郎君
政務次官 記内 角一君
中小企業庁長官 林 誠一君
事務局側 常任委員 小田橋貞寿君
常任委員 桑野 仁君
常任委員 内田源兵衛君
常任委員 会専門員

本日の会議に付した案件

- 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(吉野信次君) それではこれより委員会を開会いたします。
本日は、中小企業金融関係に関する三法案を議題に供します。質問を続行いたしたいと思います。

○海野三朗君 この中小企業金融公庫は、この金を政府が貸して地方の中小工業を助けるという趣意のもとにやられたわけでありまして、その結果を見ますと、銀行——たとえば二、三のある種の銀行においては、銀行預金を抱き合せでなければ金を貸さないというところも私は非常に耳痛く聞くのであります。つまりその銀行からふだん金を借りていないやつには金を貸さない、金を借りておるところには抱き合せをして政府のつまり資金を貸す。貸した以上には自分の銀行のやつは月掛でびりびりとする。銀行は損をしないが、業者としては一般に救われていない。ことに貸し出した方面を、まだその資料については詳しくその後の状況を伺っておりませんが、中小企業を救うのに、あるいは旅館業に金を出したり、あるいは少し中小企業と趣きを異にしてある方面へ、金を、間違ひなく入っている方面にきり銀行は出さない。そういう傾向が顕著に感じられるのであります。それで私は、地方に、中小企業金融公庫などにしてしましても、出張店を置く必要があるのではな

いか。どうしても私はその必要を思うものであつて、銀行まかせにしては地方の業者は救われたいと思うのであります。その辺に対しては、政府当局

としてはいかようにお考えになつていらっしゃるのか。その点の御所見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(記内角一君) 御指摘の通りなことも聞かれましたので、われわれといたしましてはそういうことのないように、いわゆる監査部というものを公庫の中に設けて貸付先の実情等も調べて、そういう弊害のないように努めて参つておるわけでありまして、今後ともこれを励行して参りたいと思つております。ただそれにつきましても、今お話のような各地方に支店を設けたらどうかという御意見でございますが、実は本年度の計画として、こゝで代理貸付につきましても、いろいろ相談あるいは指導、さらに貸した金の管理、監査というふうな業務を担当させますと同時に、一部補充的に直接貸しも実施したいというふうなことを考へておるわけでありまして、ただこれを全面的に支店網を設けてやるということになりますと、膨大な陣容を必要といたします。またたとえは各府県、全国に散在しております中小業者と取引しようと思ひますれば、

県に一カ所、あるいは支店を設けたのはその支店の近所にある都市については何とかなつて参りますけれども、それと遠隔の地にある所ではなかなか取引もむずかしいということ、どうしても中小業者の身近にある

店舗でなければ活用が困難だということにもなるかと思つております。それからいふところ、支店を設けたところ、各方面に設けるというふうなことも採算上もできませんし、また人の問題、手数の問題等から考へてもほとんど不可能でございます。従いまして全国に散在するこれらの業者に対しては、やはり直接貸しでなくて、間接の代理貸しという面を中心としたしまして、ただ支店等が漸次整備いたしましたればそこを中心として、根拠にいたしまして、足らざることを補う意味で直接貸しもやつて参りたいというふうに考へておる次第でございます。

○海野三朗君 この銀行まかせにしておられるのは私はいけないと思つておりますが、それとやはり在来通り銀行まかせにおやりになるお考えでありますか。抱き合せをやつたりなんかして、あるいはふたつとところが非常に多い。従つて中小商工業者があまり救はれていない。今までの利益を得ておるものは銀行から始終金を借りておるところで、ごく特殊なものきり救われていないのです。それをどういうふうにするか。その点についての私は御所見を承わりたい。

○政府委員(記内角一君) そういう弊害も見受けられるのでございまして、ことに昨年の金融引き締め以来と申しますものは、いわゆる銀行におきましては従来の取引先に対してすら資金を引き揚げる、あるいは取引を取りやめるといふ傾向も出ておりますので、新しい取引先に対して取引を始めるといふことを非常に警戒して、いやがつかつておるといふことは争えない事実でございます。ただこの公庫の資金の取り扱いにつきましては、そういうふうな旧来の取引先だけに限定すべきでなくて、新規の取引も大いに活発化して参らなければなりません。そういう面に対しては、今後われわれといたしましては、今後われわれの融資あつせんという方面を各府県その他と連絡いたしながらやつて参りたい、もし金融機関の責任が重くなるというふうなことでいふが、ある面に対しては例の甲方式でなくて乙方式で、金融機関の負担の軽い方式でこれを融資するようにして参りたいというふうに考へておる次第でございます。

なお同じ金融機関につきまして銀行方面はいろいろうた氣配が多いわけでありまして、相互銀行とか信用金庫と申す方面はもととまゝこれは預金を集めながらまた新しい取引を始めるといふ性格で伸びて参つてきております。こういう方面は比較的新規の取引も多いように見受けられますので、たとへば資金の割当というふうな面におきましても大銀行よりも地方銀行、地方銀行よりも相互銀行、あるいは信用金庫というふうな中小企業に縁故の深い、あるいは中小企業の新規取引を比較的多くおやりになつておる方面に資金をよけに割り当てるといふふうな考え方のもとにやつて参りたいというふうに考へております。ただ幸い

と申しましたら、最近各銀行ともい
わゆる日銀からのオーパー・ボロウイ
ングも漸次解消して参りまして、新し
い取引も逐次手持ち資金が余裕ができ
るのに応じて始まりかけたような
気配もわかれましては、これらの
機運もわれわれとしては大いにつか
みながら今まで以上に公庫の資金はも
ちろんのこと、銀行自身の貸し出しにつ
きましては新規の貸し出しをするよう
にというふうに話を進めて参るつもり
でございます。寄り寄り銀行協会等と
も打ち合せをいたしておる次第でござ
います。

○海野三朗君 私がいま一つお伺いし
たいのは、その銀行がたとえ金を貸
す際に、自分の方の銀行の金と抱き合
せて貸すのです。それで抱き合せて
貸しまして、それで自分の方の金だけ
は月締でびりびり取っちゃうのです。
両方抱き合せてない貸さないのです。
そういうふうなことは今までよく
お調べになつておられますか。銀行の
貸し付け状態を詳しくお調べになつた
ことがございますか。

○政府委員(記内角一君) 銀行の貸し
出し状況も調べて参つておりますが、
今の並行して貸し出しておるといふこ
とでございまして、われわれはむしろ
中小金融公庫の資金源も限度がござい
ますので、でき得べくんば自己資金に
余裕がある限り、これをあわせ
て貸すというふうなことも考へてもら
いたいというふうにも話しております
ので、その限りにおいてはさして問題
はないのじゃないかというふうに考へ
ておるわけでございます。ただその際
にいわゆる両建て金というふうな面
で、貸した形にしておいてその相当部

分、あるいは大部分を預金に振りかえ
て、現実の貸し付けは非常に少いとい
うふうな非難も聞々耳にいたすわけ
でございます。そういう際につきま
しては先ほど申し上げました公庫自身の監
査部というところが直接銀行に向向き
まして、あるいは個々の業者につつま
してその実情を調べ、そういうこと
の起らないように措置して参つておるわ
けでございます。今後ともこういう線
をさらに努めて参りたいと考へてお
る次第でございます。

○海野三朗君 この前これは鉄鋼に關
係した工場でありましたが、東京都下
のある銀行について、私は都民銀行の方
に紹介をしてやつたことがあります。
で、その工場の持主というものは工學士
で、それで都民銀行を通じてやるのに
その書類を作らせたのであります。そ
れは青写真で四十八枚、すばらしい努
力をしてまず青写真でしっかり作つ
た。つまり製品はこれだけ、月々の注
文はこれだけ、こういうふうであるか
らしてこれで七百万ほど融通してもら
いたいというのがございまして、そこ
ろがその後都民銀行の方はどういふ
うであつたかという、それは非常に
もうけが少いという理由で都民銀行の
方から金を出さない、そういうこと
で、もうけが少いという都民銀行は
逃げた。それは銀行の立場から言へば
これは不確実であると言われれば仕方
がないのでありますけれども、青写真
で四十八枚も全部を調べ上げさせ、機
械から従業員から何から、経理状態を
全部調べさせておきながら、それを都
民銀行が金をとろうと貸さなかつたの
であります。私はどういふ際に當つて
思ひますことは、どういふところに金

を出すかという、間違いないところ
ろ、たとえば旅館業とか生きた金のす
ぐ入つて来るところ、あるいは会社と
かそういうふうなところには間違いな
く金が入るから銀行は貸すのである。
それで実際工業方面の必要な方面、
救つてもらわなければならぬ方面に
はこう金があまり流れていないのであ
ります。私は非常にこの点について金
の貸し方、このあり方について遺憾に
思ふのでありますから、なるべくこの
出張店というものを、そつとがいに全
國に置けと私は主張するものではあり
ませんけれども、逐次何ぼかずつ店を
出して、そして貸し付けるようにさ
れたならばいいのではないかと、こうい
うふうに思ふのであります。そうい
うことについてはどういふふうにお考
えになつていらつしやるか、御所見を
私は伺いたい。

○政府委員(記内角一君) 支店の面に
つきましては先ほど申し上げましたよ
うに、もともと建前が簡素な形でこ
れを実行して、あとは代理貸しでいく
という建前になつております。現実
の問題といたしましては全國に支店を
持つといふところまでいくのには大へ
んな人財、経費を要するのでございま
す。われわれといたしましては全国的
な店舗を持つといふところまでは考へ
ておらないわけでありまして、ある程度
のブロック別に必要の程度に充てまし
て最小限度の店舗を持ち、陣容を固め
て参りたいというふうにお考へておるわ
けであります。

なお、御指摘のようにな不急不な方
面に資金が流れるといふことはまことに
遺憾なことでありまして、今まではこ
もするところといふふうなきらいも聞々

耳にいたしますので、たとえば旅館業
等につきましても最近では嚴重な審査
をいたしまして、特に相手方をもと
と一般の旅館ではございせんので、
いわゆる観光ホテルというふうなもの
を中心にして外人が宿泊する。しかも
それも衛生保安といふふうなものに限
定をいたしまして融資をいたして参つ
てきたわけでありまして、今後ともこ
ういふ方面をさらに嚴重に監視して参り
たいと思ひます。またそれ以外の方面
におきましてもできるだけ、同じ生産
業といひましても、たとえばパチンコ
機械を作る業者も同じく生産業でござ
います。また、またいゆる輸出品を
作つてゐる業者も製造業であります。
同じく製造業でありますけれどもそれぞ
れ種類も内容も違つて参るわけでありま
す。そういう方面につきましてもでき
る限り有効な方面に活用できますよう
に、いづれにしましても資金量も限定
されておりますので、そういう方面の
注意を喚起したい。でき得べくんばそ
ういふような一種の、一応の基準と申
しますが、そういうものもこしらえて
みたいといふふうなことで検討いたし
ておる次第でございまして、いづれに
いたしましてもしやういふ精神をよく公庫
にも、また公庫の代理店にも浸透させ
まして御指摘のようない遺憾の点のない
ように措置して参りたいと考へておる
次第であります。

○海野三朗君 もう一つ私はお願いを
しておきたいのは貸し付けたお金の回
収状況がパーセンテージにしましてど
んなふうになつておりますか。それ
と、その後の業種別の貸付状況を資料
で拝見したいと思ひますので、この次
までどうかそれをお願いいたします。

○政府委員(記内角一君) 業種別の貸
し出し状況は最近のものを手元にお配り
したかと存じておりますが、なおよく調
べましてできるだけ最近のものをとめ
まして御配付申し上げたいと思ひます。
回収率につきましては、なかなかこ
の回収率といふものをどういふふう
に見るかむずかしい面もございまして、
お手元には貸出高と回収高と残高とい
うものを配りしてございまして、商工
中金についてそれをやつております
が、公庫につきましても最初に御配付
申し上げました中小企業の金融資料と
いう中にある程度のものはあるはずで
ございまして、なお最近のものを取り
調べて御提出申し上げるようになつた
と思ひます。

○河野三朗君 今の海野さんの質問に
関連するのですが、私がこの前に要求
いたしました商工中金の回収状況の資
料いただきましたが、これは私が
お願いした資料にならないのです。こ
れは回収状況といふことですから回収
がいかばかりかといふことなんです。
従つて貸出残ですれ、残の中に期日経
過がどうかあるかという貸出残の内容で
すね、これがほしいのですが、その資
料はいただけませんか。

○政府委員(記内角一君) あつては三
月末の決算が終つておりますのでその
程度のことであつてはどうかと思ひ
ますが、できるだけ努力いたしまして
御提出申し上げたいと思ひます。

○河野三朗君 それからもう一つ、あ
なたの方の支所といひますか支店別の
貸出回収調査表といふのをいただきた
したが、これに基いて、つととおね

したいのですが、この前の御説明ですと、東京の営業所といいますが、営業部といいますが、これは東京支店と考えていただければいいと、こういうことでございましたが、そういう本店の営業所、営業部というものを東京支店と考えていただきたまは資料を拝見いたしますと、あまりに本店の営業部、すなわち東京支店に属するものに貸し出しが片寄つておるようになっていますが、これはどういふことでしょうか。特に二十九年度の三月末の残高と三十年の三月末の残高を比較してみますと全国では四百六十四億に對して五百三十五億ですが、約七十億増加しておるのですが、その七十億の増加のうち実に三十二億といふものは東京の営業所で増加しておる、しかもこの貸出件数、貸出先というのを見ますと東京の方は貸出件数、貸出先というものはほかから比べて非常に件数が少い、件数がだんだん少くなつていつて、逆に一件当りの貸出金額がふえておると、こういう傾向になつておるのですが、私が考えますのにこういう特殊金融といふものはなるべく件数が多く、一口当りの貸出金額が少いということがむしろ理想じゃないかと思うのですが、大口に片寄る、こういう傾向につきましてはどうかというふうにお考えになつておるか、以上お尋ねいたします点について御説明いただきたいと思ひます。

て、三月末現在の残高を見ますと東京は百二十億に對して大阪は六十億、神戸が二十六億、札幌が二十四億といふうな事になつております。これを中小企業金融公庫の貸出残高などについて見ましても大阪の四十億に對して東京は七十一億といふふうになつております。まあ今までの例から見まして、その程度のバランスがある程度あるようになりかねないのでございます。まあ貸出残高の一口当りの、一組合当りの平均等を毎月調べておりますが、去年と、ことしと若干ふえておりますが、去年の三月が六百七十萬に對してことしの三月は七百四十萬といふふうになつております。これは組合でございます。それで直接貸しになる企業者に対する、直接組合員に対する貸付になりますと、貸出先は去年の百五十萬に對してことしは百七十萬といふふうになつております。まあこの辺でありますればあまり大きく片寄つておるといふふうにはなつておらないのであります。

なお、われわれといたしまして特に大口の貸出先につきましては毎月の状況を報告しております、當時ある程度の監督もいたしておるつもりでございます。

○河野三三 私がお尋ねしている点には問題点が二つあると思ひます。この前にも申し上げましたが、この種の金融といふものは私の考えではむしろ小売業に重点を置いて、卸の方には第二義的に考へるということであるべきだと、これは私の独断かもしれませんが、私の意見がもしも私に、私はそう考へる。ところがこの貸付状況を見ますと、今お話のように東京が多い。東京が多いのは連合会があるからだ、連合会といふのは大体卸の連合会なんです、これは、卸業者に厚くて、それだけ小売業者には反對に少い、こういう傾向になつてゐるわけなんです。しかもその傾向がこの一年間の昭和二十九年の三月と三十年の三月と比較しますと、この傾向が非常に大きく出てきている。今申し上げましたように東京は件数が二十九年度の三月には三千七百三十六件に對して去年の三月は三千七百三十六件に對して減つて二千八百三十三件に對して減つておる。金額は八十八億であつたものが百二十億になつておる。これは明らかに貸し出しの方針が卸業中心といふことが、中小企業の中の比較的大きなもののみに重点がかかつてゐるのです、零細なものだんだんこの犠牲になつておる、こういうことに私はこの数字によれば拝見せざるを得ないと思ひます。これは趣旨が違ふのじゃないか、こう思ふのですが、これはどういふことか。

○政府委員(記内角一君) この件数と申しますのは、たとえば手形の枚数、あるいは証書貸付の枚数等でございます、貸してある相手先になりますと、その前にございまして貸出先数、それで見ますと去年の七百九十一、一組合もしくは一企業に對しまして、今年には八百九十二といふふうには、各組合増加いたしておるものでございます。従ひまして件数の多寡は手形の枚数その他で移動ございまして、貸出先自体につきましてもまあ逐次ふえて参つておるといふ事情に相なつております。われわれといたしまして、できるだけ先生の御指摘のないように今後とも指導して参りたいと思ひます。

なお、小売の關係につきましては、例の国民金融公庫が相当貸し出しをいたしておられます。去年におきましても四百億をこえておる状態でございますが、そのうちの約六割以上が小売商、物品販賣業といふことに相なつております。この面でも個々の小売商につきましては相当カバーされて参つておる。中金につきましても主として組合を通じて貸してあるといふふうには御承知おきを願ひたいと思ひます。

○河野三三 私がお尋ねしていることは大体おわかりと思いますが、問題は通産省の考え方です。これが小売に重点を置くのか、卸に重点を置くのかといふことなんです。東京のことを問題にしてありますが、東京といふことは言葉をかえれば卸といふことなんです。その東京に卸がふえていくといふことは、それだけ小売の方に回す金が少くなる。でありますから、この営業所別、私はこういう表をいただきます。寄つてくる傾向を逆に東京にだんだん片寄つてくる傾向を逆に東京からたくさんの各県にある支所にこの資金の貸付件数なり、貸付先なりをもつと分散できないものかどうか、分散するといふことは即ち私は小売の方にもつと卸よりも金が回るといふ結論に私はなると思ひます、それを申し上げておるのです。私は単に東京が片寄つておるといふことを問題にするのじゃない、東京に片寄つておるといふのは、あるいは中小企業の中の比較的金融についていろいろな力を持つておる人にさらに商工中金の金を貸してある、こういうことになると私は思ひます。ほんとうに金に困つてゐるのは地方のいわゆる中小企業の中の小企業なんです。それ

にやるためにはどうしても私は各府県にあるところの支所にも少し貸し出す件数をふやして、この方面に積極的にこの業務といふものを私は考へてもらわなければいかぬのじゃないか、こう思ひますが、これはむしろいいことではないですか、考へ方は違ひますが、もし私の考へ方に御同意ならば過去一年の傾向を見てもらひなさい。すみやかに監督官庁である通産省が商工中金の傾向を変えさすように御指導を願ひなければ、現に今は六月で五、六の間にこの傾向がもっとひどくなつてゐるということを断定できるのであります。三十一年の三月に來年の表をもらつてごらんない、もつとひどくなつてゐる。これでいいかどうか。私がこういふふうには申し上げますのは、具体的にわれわれはこの種の金融について依頼を受けます、受けまされどもなかなか横濱だとか静岡だとかいふいふなに行くと取付けない、東京に出れば取付けやすいといふんです。こういうことはよくないと思ひます。どういふことか。

○政府委員(記内角一君) そういう点になりますればわれわれもまことに遺憾に存するわけでありまして、できるだけそういうことのないように指導して参りたいと思ひます。

○河野三三 はなはだ失礼な、ぶしつけかもしれませんが、來年の三月にこういう表をもらうときに、さらに三月に限らずことしの暮に私はこういう表をいただきたいと思ひますが、そのときにこの傾向が、今あなたのお考へが数字で現れるようにぜひ責任を持つていただきたいと思ひます。

○政府委員(記内角一君) 私どもで
るだけ機会を求めて出向いておりま
するし、また何と申しましても私ども
の仕事は私ども自身が直接いたしま
すよりも各府県庁とよく連絡をいたし
ましてこの方々に働いていただくこと
が中心であります、各部長、課長い
ずれもときどき出向っておりますので、
私個人も出て参りますし、またこう
いう部下の者にも出ました際にはよ
く地方の実情を勉強してゐるよう
に注意をいたしておる次第でございます。

であります。とほとんどもう地方の中
小工業はみなつぶれてしましますね。
で、私はもう少し、東京ばかりにい
らっしゃると地方のことはよくわか
りにならないのじゃないかと思うの
ですが、努めてそういう状況をよく御
察願つて業者の声を直接私は聞いて
いただきたいと思うのです。私は先
ほど申しました、くどく申すようで
ありますが、小口のものには救われ
てないんです。救われていない、救
われるものがありましてそれは銀行
とのかつまり結びつきでもつて貸
しておるのは中小商工業者が多い
のです。たとえは職工にしましても
、五十人くらい使つておる

いたいただきたいと私は思うのです。そういうものに対しては強く私は要望いたしておきます。その点についても、政府当局のまたお考えも、なお御決意をも伺っておきたいと思ひます。出店を
作るといふと、困るといふ。それはもつともなんです、それだからといつて、一つも作らないといふことではなしに、逐次何ほかずつやはり地方の出店を作つてもらふ必要がある。そういうことに對しても、政府当局はほんとうに考へていただかなければならぬの
ではないかといふふうに私は思うのです、それが、そういうことに對しては企業
長官となふうにお考へになつていらつしやいますか。

○海野三朗君　ちよつともう一言言わして下さい。この、地方の業者が非常に困る、つまりみんなが食えなくなるから思想的にも私は非常に危険になってくるんだと思うのです。それでどうもこの食えないし、背に腹はかえられないというときには、何を考え出すかわからない。ここに思想の危機と申しますか、ひそんでおるのでありますから、単に中小企業を救うということとは簡単なようでありますけれども、これは国民思想を善導するという意味からも、非常に重大な責任が私はあると考えます。食えないから、八つ当りになるからというので、共産党みたいなものにと走つてしまふようなやつ、多

○河野健三君 この機会にちよつと直接この問題ではありませんけれども、中小企業の問題について一つ長官に伺いたいのですが、中小企業の育成ということにつきましては、何と申し

よ。その根源は結局どこにあるかというところ、組合員個々がはつきりとした自我の上に立つて、利己心を持つて、その組合員の利己心を持ち、自我を持つたところの組合員というものの上に、初めて協同組合主義というものは成り立つと思うのです。ただ協同組合の形を作つて、そうして、今度はこの組合を通じて、金を貸してやると言ひましても、これじゃ最終の目的を達するわけにはいかないのです。そういうことについてこういう中小企業金融機関を作つて、中小企業を大いに助けよう、大いに発達をはかるうということをお考えになるのはけつこうですけれども、それと同時に、もう少し根本的

うしてやるかといったところで、協同組合そのものがぐらつておつては何にでもならない。これは一面大きく言へば協同組合だけの問題ではなくて、国民一人々々、もつと外国のようにはつき

かというのは別問題として、中小企業育成につきまして、特に協同組合の助長、発達、これにつきましてはどういうふうなお考えをもつて、現在どういう施策をとつておられるか、伺いたいと思います。

○政府委員(記内角一電) 今の協同組合は、御承知の通りいわゆる同志的結合と申しますか、気の合った者同士が集まつて組合を作るということを根本の原則にいたしております。その意味におきましては、先生の言われる、自我をはっきり認識して、お互いにここでやつておつたのではいたずらに競争倒れになり、しかも大企業その他に対抗しても、個人々々の力では非常に弱

います。その辺を押えていきながら、しかも協同によって初めてほんとうの力が出てくるということの精神が肝要であると思います。従いまして組合を作るにつきましても、強制的にこれ

を作るとか、あるいはある一定の地区の者は全部強制的に加入させるとかいうふうなことはなくて、特定の地域につきましても幾つかの気の合った者同士で組合を作るとかいうようなことを基本の建前としたところ次第でございます。また、そういう建前で組合を作りましても、なかなかその組合自身がつまづきません。やはり組合を作ったあたりがたみということがはつきり出てくるのでなければならぬと思います。そういう意味合いにおきましては個々の業者の自覚を促す意味におきまして、組合員の各種の研究会とか、講習会とか、あるいは組合の役員、理事者の講習会とかいうふうなものも実施いたしておりますし、予算に盛り込んでおりますように、古くからやっております共同施設の補助金を出しまして、共同で何らかの設備をしてこれを利用する、それによって大企業に負けないようなコストの引き下げができるような方法も講じておる次第でございます。各種の手を講じて、協同組合がほんとうに協同組合らしい組合としての活動をする、またそれを通じて組合員がほんとうに協同組合をありがたく思う、またこれによって初めて組合員個々の企業者が仕事を継続し、繁榮していくのだという確信をし得るような方向に指導をいたしておる次第でございます。

て、しかも政府から補助をもらってやっておりますね。そうして協同組合の結成を大いに助長し、またでき上った協同組合については監査もやるし、指導もやるし、やっておりますね。こういうことが、むしろ農村関係よりも、通産省が担当しておるところの中小企業の方にもっとより以上私力は注がれていいのじゃないか、またその必要が起っているのじゃないか、こう思うのですがね。それについて、これはあなたの責任じゃありませんけれども、予算的の措置も大してきていない。組織そのものもほとんどできていない。こういうことについては、それではいかにもあなたが中小企業の育成を担当されても、これはもう私はどうにもならぬと思うのですがね。私は決してあなたに文句を言うのじゃなくて、あなたが予算とか、民主党内閣とか、そんなものとは離れて、あなたが思う存分に、おれにものを言わせてみたら、ものをやらしてみたらどういうふうにしたいのだというところを、この際政府が官がつかれるが、かまれないから一つ遠慮しないで……。

るいはとれたり、とれなかったり、いろいろないでございましてしたけれども、予算は結局計上されたけれども、中央会が構成がむずかしくて長い間延ばされて、翌年になって設立を見たというふうないきさつなどもあった関係もありまして、法律がはつきりしておらない、また中央会もできておらないときに予算化するのはおもしろくないというふうな意向もございまして一般会計の予算には計上いたしておりました。法律ができ、中央会が正式にできましたら、中央会が正式にできるといふ必要に迫られては、補助金、あるいは必要に応じては、補正予算等で必要な経費を補助し、来年度からは正式にこれを計上して運用して参りたいというふうな考えておる次第であります。

す。そのほかに定款で定めるものは、たとえば組合までいきませんが、一つの団体があるとか、あるいは個々の企業者で有るものがあるというふうなものにつきましては、これを会員として扱うことができるように相なっております。ただしこれは強制加入ではございませんで、加入、脱退は自由になつておまして、役員等は平等の選挙権を持つて選挙するというふうな相なっております。全国中央会はこの各府県に作られます中央会と、全国を地区とします組合もしくは連合会、それから協同組合の形をとりますんで、いろいろ何とか工業会というふうな、実質上中小企業の団体であつて、協同組合、あるいは連合会と同様の活動をしていけるものもございまして、こういうものも定款の定めるところによって加入させるということになつております。全国中央会ができました際には、各府県の中央会が、全部これに強制的に加入させるということに相なっております。ただし全国中央会が、やはり何と申しまして地方中央会が中心になりまして、これを組織するというのを建前にいたします関係上、議決権、投票権等におきましては、一般に平等に一票でございますが、府県中央会に限りましては、五十分の一をこえない範囲において、二票以上投票権、議決権を持つことができる。これは定款で定めることに相なりますが、全国四十六府県になりますか都道府県がございまして、それぞれが全体の五十分の一ずつで二票以上持つことができるというふうなことに相なつて、万一連合会なり、あるいはそれ以上の団体が多数

発生いたしまして、むしろその方が議決権、頭数が多いというふうなことがありまして、やはり地方の中央会が、議決権あるいは投票権の面においては、絶対的な力を持てるような体制を整えたいというふうな考えているのでございます。事業自身につきましても、大体農業協同組合にありますようなものと大同小異でございますので、御了承いたしたいと思ひます。

○河野三郎君 ありがとうございます。いろいろお尋ねしたいと思ひます。どうぞ一日も早く本法案が回つてくるようにお願いいたします。

○河野三郎君 ありがとうございます。私、政務次官にお伺いしたいのですが、労働基準法で中小工業業者が非常に困つておるんです。その労働法も非常にやかましく言われるので、仕事に非常に困つておる。無理な点があるのですが、たとえば米を運ぶのに一俵十六貫ある、その米を運びますのに酒田などにおきましては、船から倉庫まで持つてくるのに約二町ほどあります。十四、五ぐらいの女の子がなわ一本で十六貫のやつを、ひよつと背中に上げて運んでくるのです。これは労働法違反なんです。十四、五の小さいものですか。ところが、それは十六貫もあるのですが、それを何の苦なしに運んでくるのです。これは一つの例であります。そういうふうにして苦しみなしにやつていく事例がたくさんあるのですが、労働基準法から、やかましく言ふとこれはいけない。それで困つておる点がたくさんあります。この労働基準法を改める、一部改正する法案を出そうというお考えがありませんか。

○政府委員(島村一郎君) 御承知のよう、これは参議院におかれましては衆議院におきまして、労働三法はし

ばしは問題になるところでございまして、今御指摘の基準法の問題につきましては考へましても、これを厳格にやりまして、日本の農業は成り立たないものであらうと私は考へます。でありまして、いろいろの点改正を要すべきであらうと存じますが、今御指摘のような問題を考へますという、子供の深夜作業、あるいは夜中に乾いた麦が雨にかかりそうな場合、一家総動員で取り入れをしますような状況、あれなどを考へましても、これはもろろんそういう点改正を要するであらうと考へておられます。

○海野三朗君 近くその改正法案を出しになる御計画がありませんか。

○政府委員(島村一郎君) まだ閣議でそういうことが話題に上つておるかどうかわかりませんが、しかしながら閣僚といつても必ずそういう点についてはお考へがあるであらうと考へます。

○海野三朗君 これはさつそく一部改める法案を出していただきたいということをお願いしておくことが一つ。

それから中小企業の方、たとえば工場などで仕事がないという工場がずいぶんたくさんあるのです。そういうふうな工場に対しての、いわゆる何と申しますか、失業すれば失業保険というものがもらえるからよいでありまして、その工場に対しての失業保険といふべきものはないかと私は思うのです、そういう点はどうかしらうに考へていきたいと思います。

それから同じ仕事にしまして、たとえば、電気、この商売はまことにけつこうな商売であつて、悪ければ電気の料金を払わなければつと送電をしない、送電線を切つてしまふ。それで、送電線、何はさておいても、電気の料金は払わなければならぬ。ところが中小小工業業者は品物が高ければ売れないのであるし、そこに非常に損な立場にある。この中小企業に対しては、このままでいいとお考へになつてゐるか、これに対してまた何か手を打たなければならぬとお考へになつてゐるか、もし構想がおありになりましたならば、今日のこの中小工業を救ふ御所見を一つ承わりたい。このままでいきましたならば日本の大部分の中小企業がみな参つてしまふ。工場に對しても失業保険というふうなものもあつてもいいじゃないかと考へられるのですが、これに對しての御所見はどうかないのでございませうか。

○政府委員(島村一郎君) 先ほどのお問ひに對しましては、ひとり農林省だけの問題を取り上げて申しましたけれども、これは広く商業にいたしまして工業にいたしまして、いわゆる日本の産業といふような大げさな問題で考へて参りますと、ただいまの基準法が果して日本の国情に沿うかどうかといふようなことは深く考へなければならぬ。深く考へるより改正をすみやかにすべきであるとは私は考へておるのでございませう。そういう点からいまして、あるいは労働者の日常の生活上にも、あるいは働きたいと思ひまして八時間縛られるというふうなこともございませうでありますから、物の価の問題、すべての問題から考へてこ

れは改正を要すべきものだと思つておる次第でございませう。

○海野三朗君 中小企業の仕事がないというものに対しての、つまり失業保険に類似した助成というふうなものがあつてしかるべきだと思ふのですが、その点についてはどうかしらうに考へていきたいと思います。

○政府委員(島村一郎君) 実は失業保険の問題にしても相当考へを要する問題であらうと考へます。なぜかと申しますのは、私がかりに失業をいたしましたら、失業してそのままであれば保険金がもらえる、どこかに就職口も見つけてゐるのかという決して、そうではなく、ほんとに遊んでゐるようなものは、はた見にくい姿の方もあつて、なるやうであります。こういうやうなことでありますから、あの保険法についてもう一応深く検討を要するであらうと存じます。

○海野三朗君 私は業者を言うのであります。たとえば工場です、工場が仕事がない、職工はおるのだけれども、仕事がな、つまり工場が失職してゐるわけですが、その工場に對しての失業保険に類似したものがあつてもいいのじゃないか、こういうふうな考へるのです。工場自身が商売がないのだから、注文がないのだから、手がついてゐるけれども、そうするとちやうど人間にたとへてみると、それが失職してゐる状態に當るので、そういうやうな工場を救ふところの方法があつてもいいのじゃないか、これを私は伺つてゐるのです。その点に對してはどうかしらうに考へていきたいと思います。

うな話もしばしば耳にして私どもも研究してゐるのであります。何分にも仕事のあるときは業者というものは非常に張り切つてやつておられますので、失業あるいは今言つたやうなことは頭に置かないで仕事をやつておりました、仕事になつたときにあつてゐるというやうなことが非常に多いのでございまして、そういうやうな事例から考へますと、あらかじめ保険料を払つておいて、そういう際の危険に備へるというやうな考へ方が行われるかどうか。また行われる場合には、保険という形でいくよりも、日ごろからそれに備へて自分で自家保険と申しますか、そういう努力をするということになるのではないかと、いふやうな点もございまして、またこの保険をつけるにいたしまして、たとえば失業保険になりますと、大体賃金、それもいわゆる生活費に相當する賃金といふやうなことで、保険の金高あたりはほぼ推算がついて参るのでございませうが、営業主と、どの程度までを保険の範囲に扱うべきか、保険の金高をどれだけに扱うべきかといふやうな問題も非常に厄介な問題に相なるわけでありまして、いろいろ検討はいたしておりますが、まだ具体的にこれでいけるのだといふやうな確信も得ておらない次第でございませう。

○委員(吉野信次君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(吉野信次君) 速記を始めて下さい。

ほかに御質問もございませんでした、本日はこれで散会いたします。